

回 覧

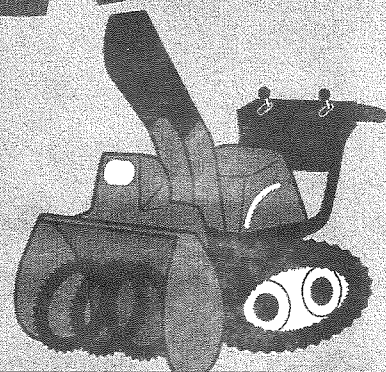
真室川町役場からお知らせです

除雪機 補助金

令和7年度分申請受付中

最大 **10** 万円 支援

家庭用除雪機・農機具用アタッチメント
中古も可！ お買上げ後に申請できます！



問合せ先 真室川町役場企画課 政策・DX推進係 ☎62-2050

家庭用除雪機を購入される方に補助金を交付します

- 対象者** 次のいずれにも該当する方
- (1) 当町に住所がある方
 - (2) 町税等を滞納していない方

町税とは… 町民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税
国民健康保険料、介護保険料、上下水道料
町営住宅使用料、公共施設使用料、町立真室川病院診察料
保育施設の利用負担金 などをさします。

- 補助対象** 令和7年4月1日以降に購入された
自走式小型除雪機本体又は
農耕用機械に装着する除雪用アタッチメント本体
で、新品・中古は問いません。
町外の事業所で購入した場合も対象となります。

次の場合は補助の対象外です

- ・ 部品のみの購入
- ・ 本体の修繕
- ・ 個人売買により取得

補助金額 購入費の1/4 (千円未満切捨) **最大10万円**

- 申請方法** ご購入後に「**交付申請書兼請求書**」を次の添付書類と一緒に企画課までご提出ください。
- (1) 除雪機械の購入契約書の写し
ただし、書面による契約を締結していない場合は見積書及び請求書の写し
 - (2) 領収書のコピーまたは購入費用を振り込んだ金融機関の振込依頼書の写し
 - (3) 除雪機械の納品状況を示す写真(全体像及び型式が確認できるもの)
 - (4) 補助金を受け取る振込先口座がわかる資料
 - (5) 町税等の納付状況の調査に係る同意書(様式第2号)

資料のダウンロード 右のQRコード(町公式サイト)からご覧ください。
役場窓口にも様式を備えています。



真室川町公式HP

お問い合わせ先 真室川町役場企画課 政策・DX推進係 電話62-2050